

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年3月12日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人つくし会

(2) 代表者の氏名

重田 裕之

(3) 主たる事務所の所在地

京都府向日市寺戸町辰巳5番地3 昭美堂プラザ202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者の社会参加の一環として、特別支援学校等の在学者及び卒業生で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を目指す方々に対して、より高度な知識、技術の習得を目的とした研修を行うことで、医療人としての確立を目指す。その一環として国家資格取得を支援する活動を行う。また附属施術所を開設する等の事業を行うことにより、特別支援学校等の卒業生の雇用の場を確立し、安定した雇用の促進を行う。さらに開業施術者に対しては、保険治療における提出書類等の代行などを行うことで、治療院経営の支援を行う。これらの事業を通して、地域社会と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年2月25日

(文化市民局地域自治推進室)